

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) ー

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) ー

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (同) ー

○農用地土壌汚染対策地域の指定の一部解除 (農産園芸環境課) ー

○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) ー

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) ー

公 告

○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体(二件) 二

告 示

○宮城県告示第五百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十三年七月十二日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東日本大震災子ども未来基金

一 代表者の氏名 高成田 享

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区大町二・三・十一・九〇二

三 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災の被害を受けた地域で暮らすこともたちが、震災の影響により学習の機会を奪われることなく、未来を切り開くこ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

とができるように学習への経済的援助を行なうことを目的とする。
平成二十三年六月二十三日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第五百二十三号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二二〇〇一七	特定非営利活動法人 どんぐりの家 登米市南方町新一ノ曲六二三番地一	短期入所	特定非営利活動法人 どんぐりの家	平成二十三年七月一日
〇四二二二〇〇三〇六	登米大地 登米市迫町新田字山居三十八一	型 就労継続支援 B	社会福祉法人 はらから福祉会	平成二十三年七月一日
〇四二一五〇〇四七三	NPOドリーム・グリーン・プロジェクト 大崎市鳴子温泉字星沼十五	型 就労継続支援 A	特定非営利活動法人 ドリーム・プロジェクト	平成二十三年七月一日
〇四二二七〇〇四二九	わ・は・わ味明 黒川郡大郷町味明字原下三十四	型 就労移行支援 型 就労継続支援 B	社会福祉法人 みんなの輪	平成二十三年七月一日
〇四二五二〇一八九五	東北復興プロジェクト 仙台市青葉区上杉一丁目三番二十二号	型 就労継続支援 A	一般社団法人 東北復興プロジェクト	平成二十三年七月一日

○宮城県告示第五百二十四号
障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の所在地	変更年月日

〇四二〇九〇〇一三八		特定非営利活動法人 幸創		変更前	多賀城市桜木一丁目一番二八号	平成二十三年七月一日
変更後	多賀城市高橋四丁目一番七号	変更前	多賀城市桜木一丁目一番二八号	変更後	多賀城市高橋四丁目一番七号	

〇宮城県告示第五百二十五号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十九号）第三条第一項の規定により昭和五十一年九月一日に指定した栗原市鶯沢地内二迫川地域の農用地土壌汚染対策地域については、同法第四条第一項の規定により次のとおりその指定の一部を解除した。

平成二十三年七月十二日

一 指定解除年月日

平成二十三年六月三日

二 指定を解除した区域

栗原市鶯沢字南郷久保山のうち図面に図示した区域

三 関係図面は省略し、宮城県農林水産部農産園芸環境課、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所及び大崎市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

〇宮城県告示第五百二十六号

県営玉浦中部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年七月十二日

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十三年七月十二日から平成二十三年八月九日まで
縦覧場所
三 岩沼市役所

公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年七月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高柳字皇檀ケ原二百十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区東中田二丁目三十七番十号 木村
ハイツB-1011
伊藤 英司

選挙管理委員会

〇宮選挙告示第七十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

政治団体の名称

代表者の氏名
の 氏名
の 氏名
の 氏名

主たる事務所の所在地

新しい石巻をつくる会

鈴木 康雄 阿部 玄一 石巻市千石町二・三三三

安部俊郎後援会

高橋 貞義 佐々木秀助 東松島市野蒜字下山ノ坊八八

阿部均後援会

阿部 均 山内 啓二 巨理郡山元町坂元字鈴ヶ入一四三

あべ正敏後援会

阿部 正敏 阿部すみ子 石巻市新橋九・一一

石野ひろし後援会

石野 博之 石野 博之 柴田郡川崎町大字前川字裏丁五〇・二

伊藤信太郎大衡村後援会

細川宗三郎 土田 仁 黒川郡大衡村大衡字柺木一三九

大沼惇義後援会	渡辺 春夫	伊勢木高夫	柴田郡柴田町槻木上町二・二・一
尾形和優後援会	松井 敏郎	三浦 守	気仙沼市南郷七・一二
小野寺寛一後援会	佐藤 尚衛	小野寺雅雄	登米市東和町米川字軽米五一
小野寺久一後援会	小野寺清春	小野寺ハルミ	本吉郡本吉町今朝磯六八
小野もりまさ後援会	小川 淳一	小野 博司	伊具郡丸森町館矢間館山字東原一二三
変えよう気仙沼・市民の会	菊田寅石工門	尾形 公	気仙沼市田中前四丁目五・六
加藤周一サポートの会	阿部 昭雄	橋 義夫	大崎市古川北宮沢字乙西久保一五・一
鎌田礼二後援会	三島 善治	鎌田由利子	塩竈市梅の宮一・二六
菅野幸後援会	目黒 正也	目黒三枝子	伊具郡丸森町大内字芳ヶ沢四九
菊地英文後援会	高橋 宣安	菊地 眞美	大崎市鳴子温泉字新屋敷一二六
黒沢和雄後援会	小野卯三郎	六戸 行雄	石巻市泉町四・一二・五
ケヤキ市民の会	小野寺信一	斉藤 拓生	仙台市青葉区一番町二・一一・一二
ごのい惣一郎後援会	石川儀一郎	遠藤 慶一	東松島市赤井字川前五番七四
小松紀昭後援会	高橋 雅幸	小松 久	気仙沼市港町四九八・一
齋藤ひろし後援会	今野 亨	恵遍主 秀	大崎市三本木字大豆坂五四
佐々木こうえつ中埠後援会	葛西 純助	六戸 貴	遠田郡美里町中埠字新高畑一三三・一
佐々木壽男後援会	佐藤 勤	三浦 正志	東松島市小松字明神下二〇七
佐々木もりのぶ後援会	松本 齊昭	尾形 幸雄	柴田郡大河原町大字見城前五七・二〇
佐藤けんじ後援会	伊藤 充伸	沼倉 公	栗原市清水中町三〇
佐藤仁一後援会	佐藤 英吾	佐藤 斉子	気仙沼市唐桑町中井一二五
佐藤たかのり後援会	齋藤 誠喜	我妻 裕一	大崎市古川清水沢字寺前四四
佐藤千賀子後援会	山内 繁喜	佐藤 礼義	登米市中田町宝江新井田字南新田四三三番地
佐藤勝後援会	阿部 信男	石川健一郎	登米市中田町上沼字谷地前五九
新世紀烈士會宮城県支部	立花 公資	野崎かずい	仙台市若林区五十人町五・一〇一
菅原せつろう後援会	志野 五男	木村 孝雄	東松島市野蒜字南余景六八・一三三八
菅原佑後援会	鈴木 未六	菅原 禎子	栗原市志波姫北郷川の口二七
鈴木一征後援会	阿部 忠雄	白鳥 文彦	栗原市築館字新田二・一七
すわ和男を励ます会	若林 美成	若林 美成	栗原市築館伊豆二丁目七・二二
高橋左文後援会	大槻 敏也	武山 貞	石巻市雄勝町上雄勝一丁目六三
高橋せいし後援会	今野 義輝	後藤 尚一	石巻市南境字金沢一
武田節夫後援会	藤原 孝雄	新井 清一	登米市米山町中津山字鹿ノ畑三九

丹野清後援会 丹野 清 丹野 優 石巻市渡波町二丁目一〇・二

たんの幸男後援会 安倍 繁一 遠藤 友子 東松島市野蒜字洲崎七・一四一

千葉和典後援会 加藤 護 高倉豪太郎 登米市石越町北郷字北二七二

中嶋れんさんを市政に送る 中嶋 廉 榎 みさ子 仙台市泉区館六丁目一五・七

晴山むねき後援会 三塚 政彦 三塚 慶志 大崎市古川桜ノ目字沢目七

堀川よしのり後援会 堀川 禎則 佐々木 浩 石巻市門脇字青葉東五七・二

三浦康夫後援会 加藤 仁一 茂泉 文一 大崎市古川南町一・七・三

皆川栄幸後援会 岩淵 正憲 菅原 孝夫 登米市迫町北方字地粮二二八・三

宮城県現代政治研究会 深沢 太 佐野 利美 仙台市若林区中倉三・一一・一

森久一後援会 森 久一 森 茂喜 巨理郡山元町山寺字山下五五

森本欣八郎後援会 松野 秀郎 白岩 幹夫 登米市東和町錦織字山谷六

門間ゆきこ後援会 門間由記子 六戸 利昭 仙台市若林区南鍛冶町一五八番地

八木ときお後援会 八木登喜雄 八木 禮子 東松島市小野字町六六

山本ともこ後援会 三浦 真弓 三浦 政人 東松島市矢本字八尻三七一・一

吉谷洋人後援会 吉谷 義弘 吉谷ひとみ 多賀城市中央一・七・一四

わたなべ健一郎後援会 大松澤實俊 渡辺 史子 黒川郡大郷町中村字町浦三・一

わたなべ人志後援会 渡辺 人志 佐藤 養一 柴田郡村田町大字小泉字日照田九

○宮選管告示第七十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十三年六月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月十二日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐 藤 健 一

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地

ゆたかな福祉をつくる会 佐藤 豊 佐藤 玲子 仙台市泉区市名坂字町二六